

国家戦略特区 家事支援外国人受入事業

～家事支援サービスの提供による女性等の活躍推進～

■ 事業目的

法令の基準を満たす企業が、入管法の特例を活用して、家事支援活動を行う外国人を雇用し、家事支援サービスを提供することにより、家事負担の軽減、女性等の活躍を推進する。

■ 事業実施の意義

- 女性等のより一層の活躍促進のためには、働き方の見直しとともに、家庭における負担を軽減することも重要。家事支援サービスの活用はそのための有効な手段である。
- 家事支援外国人材の受入は、家事支援サービス分野の裾野を広げ、家事負担を抱える方々への支援ニーズに応えることで、働き方の幅を広げる手段としても有効。

■ 事業実施区域 兵庫県全域

※ 神奈川県、大阪府、東京都に続き4番目

■ スケジュール

H29.7月～	第三者管理協議会立ち上げ 事業者の募集・受付開始
8～10月	基準適合性確認、事業者決定
以降	顧客へのサービス提供開始

